

未来をにいう子どもたちに 読書のよろこびを

(第四次 七尾市子どもの読書活動推進計画)



七尾市立図書館絵本コーナー（令和元年10月）

令和3年（2021年）3月

七尾市教育委員会

はじめに

近年スマートフォンなど電子メディアの普及や新しい生活様式など、子どもたちの生活環境は大きな変化を見せています。

環境の変化の中でも、子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものです。

七尾市では、平成18年に「七尾市子どもの読書活動推進計画」を策定し、以来2度の改訂を行いながら、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

第三次計画期間中には、子どもの読書環境整備として、平成30年10月に「絵本コーナー」を開設し、子どもと保護者が気軽に読書に親しむ空間として、市民の皆様にご利用いただいております。

今回、3度目の改訂にあたり、基本理念を継承しつつ、社会の変化を踏まえ計画を見直し「第四次七尾市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。この計画では、子どもたちが乳幼児期から発達段階に応じて本と親しむ機会を得ることができ、さらに子どもたち自身が読書の楽しさを発信できることを目指しています。子どもたちの成長に関わる機関・団体等がそれぞれの役割を認識するとともに、互いの連携を強化し、地域全体で読書活動の推進が図られるよう取り組んでいきます。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、策定に関わった七尾市子どもの読書活動推進委員会委員、関係機関並びにアンケート調査にご協力いただきました方々に厚く御礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

七尾市教育委員会

教育長 黒崎 直人

目 次

第1章 第四次七尾市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって	
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 対象年齢	1
4 計画の期間	1
5 子どもの読書環境をはばむ現状	1
第2章 子どもの読書活動推進のこれまでの取組状況等	
1 第一次、第二次七尾市子どもの読書活動推進計画	2
2 第三次七尾市子どもの読書活動推進計画	2
3 今後の課題	4
第3章 第四次計画の基本的な考え方	
計画の体系・基本理念・基本方針	7
第4章 第四次計画の取組	
1 基本方針と取組	8
(1) 子どもの成長にあった読書活動の推進	8
乳幼児／小学生／中学生／高校生／障害のある子ども	
(2) 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動	8
(3) 子どもを取り巻く読書環境の整備	9
家庭／地域／学校図書館／保育園・認定こども園／図書館	
(4) 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり	10
①ボランティアの養成と拡充	
②関係機関との連携	
③計画の点検、評価、見直し	
2 重点目標とスケジュール	11
3 計画の体系図	12
第四次七尾市子どもの読書活動推進計画策定の経過と委員名簿	13
用語の解説（文章中*がついた用語を一括して説明）	14
資料	
・七尾市子どもの読書活動推進委員会設置要綱	15
・子どもの読書活動の推進に関する法律	17

※計画内の統計調査の数値は四捨五入しているため、総数とその内訳数の合計は必ずしも一致しません。

第1章 第四次七尾市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。七尾市では、未来を担う子どもたちが、読書によってより豊かな人生を送ることを願い、読書に親しむ機会の充実と環境の整備を図ることを目的とし、計画を策定しました。

この計画は、子どもの成長に関わるすべての機関・団体が連携して活動して行けるようそれぞれの役割と取り組む内容を示すものです。

2 計画の位置づけ

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項に基づく計画であり、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」、および石川県が策定した「石川県子ども読書活動推進計画(第四次)」を基本とします。また、「第二次七尾市総合計画」「七尾市教育大綱」に即し、そのほか関係する計画などとの整合を図り、本市における子どもの読書活動の推進に関する取組や方向性を示す計画として位置づけます。

3 対象年齢

0歳から18歳までを対象とします。

4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 子どもの読書環境をはばむ現状

現代社会において、情報技術は急速な発展を遂げています。そのことが、子どもの読書環境を大きく変えていることは事実です。生活の中でゲーム、インターネット、習い事等の占める時間が多く、時間的余裕のない「忙しい子ども」が増加しています。

また、保護者に対するアンケート調査(※)によると、子どもの読書環境をはばむ原因として「大人が忙しい」という回答が29.7%を占めました。また、記述回答ではその他の原因として「スマホ、タブレット」などの情報機器も挙げられています。このような状況から、子どもの心身の健全な成長を願い、大人が真剣に考え、取り組んでいくことが大切です。

(※) 年長児をもつ保護者対象アンケート調査(令和元年12月実施)

第2章 子どもの読書活動推進のこれまでの取組状況等

1【第一次、第二次七尾市子どもの読書活動推進計画（期間：H18～H22/H23～27）】

第一次【H18～22】

方針

- 1 子どもをとりまく読書環境の整備
- 2 子どもの成長にあった読書活動の推進
- 3 図書館と家庭、保育園、学校などとの連携
- 4 親子で楽しむ読書の啓発とボランティアの育成

取組内容

- 1 学校図書館の整備と充実
- 2 ブックスタート(*1)・ブックリスト(*2)事業の開始
4カ月健診で絵本の配布（H19.8～）
1歳6カ月健診でリストの配布（H22.8～）
- 3 アンケートによる実態調査（毎年実施）
①小3、5、中2対象
②年長児を持つ保護者対象
- 4 「朝の読書運動」の推進

成果

- 1 市内全小・中学校の司書配置
H18：9名体制 ⇒ H22：14名体制
- 2 本が好きな乳幼児の割合が増加
H17：91.87%⇒H21：97.07%
- 3 不読者率の低下、本が嫌いな子どもの減少
小3 H17：15.8%⇒H21：7.6%
小5 H17：13.5%⇒H21：10.8%
中2 H17：17.4%⇒H21：14.8%
- 4 「朝の読書運動」の浸透
全小中学校で実施

課題

- 1 家庭、地域への読書活動の拡がり
- 2 行政や関係機関との連携の拡充
- 3 学校図書館の環境整備の推進

第二次【H23～27】

方針

- 1 子どもの成長にあった読書活動の推進
- 2 図書館と家庭、保育園、幼稚園、学校との連携
- 3 子どもをとりまく読書環境の整備
- 4 楽しい読書活動の啓発と促進

取組内容

- 1 家読（うちどく）(*3)の啓発
・小学生（長子）を持つ保護者へのアンケートを実施
・標語募集
「本読もう」ぼく声かけて テレビきえ
・七尾市読書月間（夏休み）の設置
・「家庭読書の日」の名称募集
・毎月23日を「ななお家読の日」とする
・うちどくノートの配布（全小中学生）
- 2 「子ども読書の日」記念事業
- 3 本はともだち号リニューアル（H23.9）

成果

- ・本が嫌いな子どもの減少
- ・小学4年児の約76%が週に1日以上家読を実施
- ・本はともだち号 児童生徒一人当たりの貸出冊数の増加

課題

- 1 読書離れが進む児童生徒への取組の推進
- 2 大人に対する読書活動の意義の普及
- 3 家読（うちどく）の推進
- 4 子どもの読書に関するボランティアの養成と拡充
- 5 関係機関との連携のさらなる充実
- 6 広報活動の充実
- 7 子どもの読書活動を支える拠点整備

2【第三次七尾市子どもの読書活動推進計画（期間：H28～R2）】

【方針】

- 1 子どもの成長にあった読書活動の推進
- 2 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動
- 3 子どもを取り巻く読書環境の整備
- 4 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり
- 5 楽しい読書活動の啓発と促進

【取組内容】

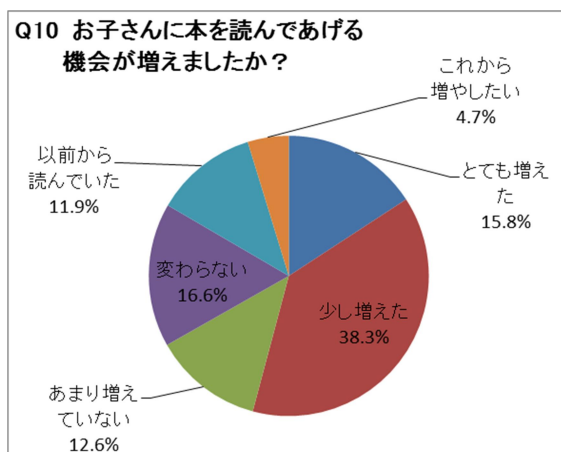
- 1 ・うちどくノート（小学生対象）、読書通帳（中学生対象）(*4)の作成・配布(H28～)
・小学1年生の子どもを持つ保護者（平成22年度対象者）を対象にブックスタート状況調査の実施(H29)
・ヤングアダルト(*5)向けブックリストの作成・配布（R2）
- 2 ・ボランティア養成講座、研修会、交流会の実施（H23～継続）
・初心者向け講座の実施（H28、29）
・図書館サポーター事業(*6)運用（H27～継続）
- 3 ・ヤングアダルト対象「選書ツアー」の実施(H30)
・ケーブルテレビ番組制作(R1)
・家族よむよむフェスタ(*7)開催（H28－H30、R2）
- 4 ・七尾市立図書館絵本コーナーオープン（H30）
・自動貸出機の設置（R1～）



うちどくノート、読書通帳

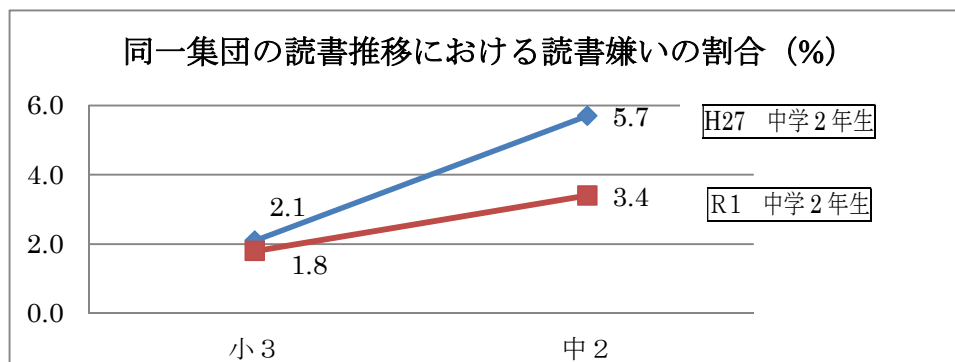
【成果】

- ① ブックスタート後に約54%の保護者は読み聞かせ(*8)の機会が増えたと答えている



※ブックスタート状況調査（小学校1年生を持つ保護者対象）（平成29年12月実施）
ブックスタート後についての設問「Q10. お子さんに本を読んであげる機会が増えましたか？」という質問に「とても増えた」「少し増えた」と答えた保護者の割合

- ② 小学校から中学校へと学年が上がるにつれて読書が嫌いになる傾向があるが、その増加率が減少した



	小3	中2
H27 中2	2.1	5.7
R1 中2	1.8	3.4

※小学3年生、5年生、中学2年生対象アンケート
(平成27年12月実施、令和元年12月実施)中
「質問2.本が好きですか。」という質問に
「きらい」と答えた児童生徒の割合

- ③ 各学校図書館の一人当たりの貸出冊数がおおむね増加した

	H27	H30	R1 (※参考値)
小学校	98.8	118.4	109.5
中学校	13.1	12.2	15.3
高等学校	4.2	4.7	5.0

小学校 H27 : 12 小学校 ⇒ H30、R1 : 10 小学校

中学校 H27 : 6 中学校 ⇒ H30、R1 : 4 中学校

高等学校 H27 : 3 公立高校 ⇒ H30、R1 : 3 公立高校、1 私立高校

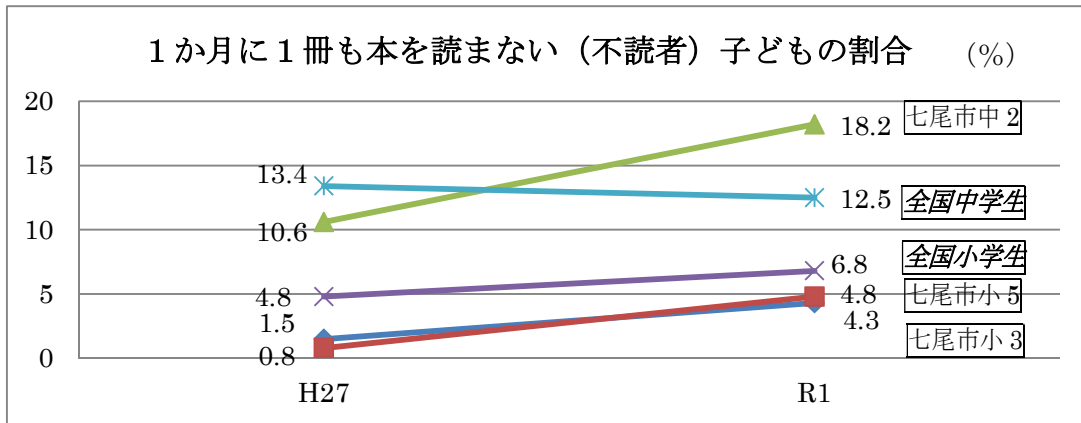
※令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月が休校となっているため、1月平均から年間冊数を計算し、参考値を求めた

3 今後の課題

(1) 子どもの発達段階に応じた効果的な取組の推進

アンケート調査の結果から、小学校から中学校へと段階が上がるにつれて、1か月に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合(不読率)が増える傾向にあります。

また、全国平均と比較して七尾市の不読率は、小学生は低い水準を維持しているものの、中学生は全国平均より高くなっており、中学生・高校生世代に対しての、読書活動を促す取組を更に進めることが重要です。



	H27	R1
小3	1.5	4.3
小5	0.8	4.8
中学2年	10.6	18.2
全国小学生	4.8	6.8
全国中学生	13.4	12.5

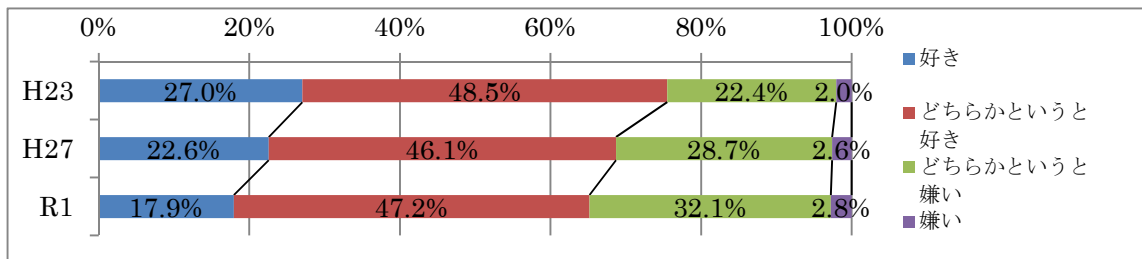
※小学3年生、5年生、中学2年生対象アンケート（平成27年12月実施、令和元年12月実施）中「質問6.11月中に何冊本を読みましたか。」という質問に「読まなかった」と答えた児童生徒の割合の変化

全国平均については
出典：学校読書調査
調査：(社) 全国学校図書館協議会、毎日新聞社

(2) 家読（うちどく）のさらなる推進を図り、親や保護者へ読書活動を啓発

家庭での読書活動としては、家読（うちどく）をはじめ、学校でも様々な取組が行われています。今後も読書が家庭の中に定着し、継続して行われるよう家庭における読書活動の取組の重要性についての理解をさらに促進することが必要です。

また、年長児の保護者に対するアンケート調査では、読書が好きな保護者の割合が減少傾向にあります。このことから、子どもに関わる大人に対して積極的に読書活動の意義について啓発を図ることが求められます。



	好き	どちらかという好き	どちらかという嫌い	嫌い	計
H23	53	95	44	4	196
H27	70	143	89	8	310
R1	52	137	93	8	290

※年長児を持つ保護者対象アンケート（令和元年12月実施）中「問3.あなたは読書が好きですか?」という質問に対する回答

(3) 子どもの読書活動を支える拠点（市立図書館絵本コーナー）の活用

平成30年度、子どもの読書活動を支える拠点として絵本コーナーがオープンしました。今後は資料の充実、施設設備の整備や関連施設との連携を図るなど、子どもの読書活動推進の拠点として中心的役割を果たすことが望まれます。また、絵本コーナーの活動について積極的に広報・宣伝活動を行い、活用を推奨する必要があります。

(4) 読書環境（スマートフォンの普及等）の変化に関する実態の把握

国の四次計画では、スマートフォン等の電子メディアの普及が、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があることから、その実態調査と分析が行われています。七尾市でも、実態調査を行い分析することで、読書環境の変化に対応した取組が求められます。

(5) 新しい読書環境の整備

新しい電子メディア（スマートフォン等）の普及、また、感染症対策としての新しい生活様式は、子ども達の読書環境に大きな影響を与えています。

これらの影響を鑑み、新しい読書環境を整備することが必要とされています。

(6) 関係機関との連携のさらなる充実

子どもの読書活動に関わる学校、図書館、コミュニティセンター、保育園・認定こども園、ボランティア、企業等の関係機関・団体が連携・協力することによってさらなる充実、協力を図ることが望まれます。

(7) 子どもの読書活動に関するボランティアの養成と拡充

図書館や学校、地域において、読み聞かせ等の様々なボランティア活動が行われています。子どもの読書活動には本と子どもとを結ぶ存在が必要であり、それには人材の養成と拡充が課題です。図書館は、ボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を行うための研修等をより充実させることが求められます。

課題のまとめ

- (1) 子どもの発達段階に応じた効果的な取組の推進
- (2) 家読（うちどく）のさらなる推進を図り、親や保護者へ読書活動を啓発
- (3) 子どもの読書活動を支える拠点（市立図書館絵本コーナー）の活用
- (4) 読書環境（スマートフォンの普及等）の変化に関する実態の把握
- (5) 新しい読書環境の整備
- (6) 関係機関との連携のさらなる充実
- (7) 子どもの読書活動に関するボランティアの養成と拡充

第3章 第四次計画の基本的な考え方

計画の体系

基本理念

未来をになう子どもたちに読書のよろこびを

基本方針

- 1 子どもの成長にあった読書活動の推進
子どもの成長にあった本との出会いづくり
- 2 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動
子どもにとって身近な大人への啓発活動
- 3 子どもを取り巻く読書環境の整備
新しい読書環境の整備
- 4 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり
図書館、地域、学校、保育園・認定こども園、放課後児童クラブ、ボランティア、各保護者会（七尾市PTA連合会など）、関係行政機関の連携

第4章 第四次計画の取組

1 基本方針と取組

(第四次計画)

基本理念を実施するにあたり、4つの基本方針を定めて取り組みます。

(1) 子どもの成長にあった読書活動の推進

子どもの成長にあった本との出会いづくり

子どもが成長するにあたり、その発達段階に応じて日常的に本と親しむことができる機会をつくることで、より良い読書習慣が身に付くと考えられます。年代別に子どもの読書活動を推進し、本との出会いで豊かな人間性を育むことができるよう、各主体が連携して取り組みます。

乳幼児には、ブックスタート事業やブックリストの配布(3~4か月健診、1歳6か月健診)、お話し会(*9)を充実します。また、保護者向けに絵本などの情報提供につとめます。

小学生及び中学生には、朝読書の推進やブックリストの配布、お話し会の充実のほか、移動図書館車「本はともだち号」により、本と親しむ機会をさらに充実します。また、子ども同士がおすすめ本を紹介する機会を設けることで、読書への関心を高め、読書の幅を広げるきっかけを作ります。

中学生及び高校生には、ブックリストのほか、ヤングアダルトサービス(*5)の充実も図ります。また、高校生との交流事業に取り組みます。そして、ビブリオバトル(*10)など、子どもたち自身が主体となって、同世代に読書の情報を発信する活動を推進していきます。

障害のある子どもに対しては、対面朗読サービスや、音訳CDの作成及び貸出、バリアフリー絵本(*11)の充実に努めます。

(2) 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動

子どもにとって身近な大人への啓発活動

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めます。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

このようなことから、各主体が積極的に子どもの読書活動の意義について理解を深め、活動に取り組めるよう、各保護者会(七尾市PTA連合会など)と協力し、講座

や講演会等を実施し、普及啓発に努めていきます。

また、家庭での読書の習慣づけを図るため、「家読」の推進を継続し、図書館だよりや図書館のホームページ等を活用し、取り組み状況や実践例などの周知・宣伝に努めます。

また、「子ども読書の日」4月23日は「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に設けられた日であることから、ふさわしい事業を実施・周知に努めます。

(3)子どもを取り巻く読書環境の整備

新しい読書環境の整備

子どもが自主的に読書活動を行うようになるために、乳幼児期から本に親しむことができる環境づくりを進めます。また、電子メディアの普及、新しい生活様式等による、子どもを取りまく読書環境の変化を調査・分析し、新しい読書環境を整備していきます。

家庭では、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、家族が率先して読書に対して関心を持つようにし、家読の時間を定期的に作るなど、本が身近にある環境づくりを行います。また、ケーブルテレビやスマートフォン（動画配信サービス等）を活用した番組を作成し、家庭で読書に触れる機会を増やします。

地域におけるコミュニティセンター、企業等は、子どもが積極的に読書活動を行うことができるよう図書コーナーの充実やお話し会等本に親しむ機会を提供することに努めます。

学校図書館では、貸出冊数が年々増加しており、その重要性も増していることから、よりいっそう蔵書の整備、移動図書館車「本はともだち号」の活用、団体貸出の利用を進めるとともに、多様な興味・関心に応える図書の整備を図ります。

また、研修会や勉強会を開催し、学校司書の知識・技術の向上を図ります。

保育園・認定こども園では、団体貸出や配本サービスの利用などにより図書整備のさらなる充実を図ります。

図書館は、移動図書館車「本はともだち号」を活用し団体貸出、配本サービスを拡充させ各機関の図書整備支援の充実に努めます。また、子ども読書活動の拠点となる絵本コーナーの広報・宣伝方法としてSNS(*12)の活用も検討します。

(4) 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり

図書館、地域、学校、保育園・認定こども園、放課後児童クラブ、ボランティア、各保護者会（七尾市PTA連合会など）、関係行政機関の連携

① ボランティアの養成と拡充

子どもの読書活動の充実を図るには、読書のきっかけづくりが重要です。お話し会やブックトークなどを行うボランティアは、子どもが読書の楽しさを感じる様々な機会を提供するなど、子どもの読書活動推進に大きな役割を担っています。このため子どもと読書をつなぐお話しボランティアの養成と拡充が求められます。

そこで図書館が中心となり、初心者向けの基礎的な講習会、技術の向上や知識を深めるための養成講座、勉強会等を開催します。さらに、ボランティア団体の交流会を開催し、互いに連携を取り合えるよう支援に努めます。

② 関係機関との連携

子どもの読書活動を推進するためには、図書館、地域、学校、保育園・認定こども園、放課後児童クラブ(*13)、ボランティア、各保護者会（七尾市PTA連合会など）、関係行政機関の各機関・団体が一体となって取組み、情報を共有し、協力体制を確立することが重要です。

そこで、図書館が各機関・団体の取組や情報を集約し、情報提供機能の充実を図ります。また、各機関・団体は機関誌などの活動情報を図書館に提供するよう努めます。

③ 計画の点検、評価、見直し

計画を効果的に推進するために、「七尾市子どもの読書活動推進委員会」を設置し、関係者間の情報交換を図るとともに、必要に応じてアンケート調査を実施して、本市の実態や「計画」の進捗状況を点検、評価し、事業の見直しをします。

2 重点目標とスケジュール（5年間で目指すもの）

（第四次計画）

第四次計画では、重点的に取り組む事項を以下のとおり設定します。

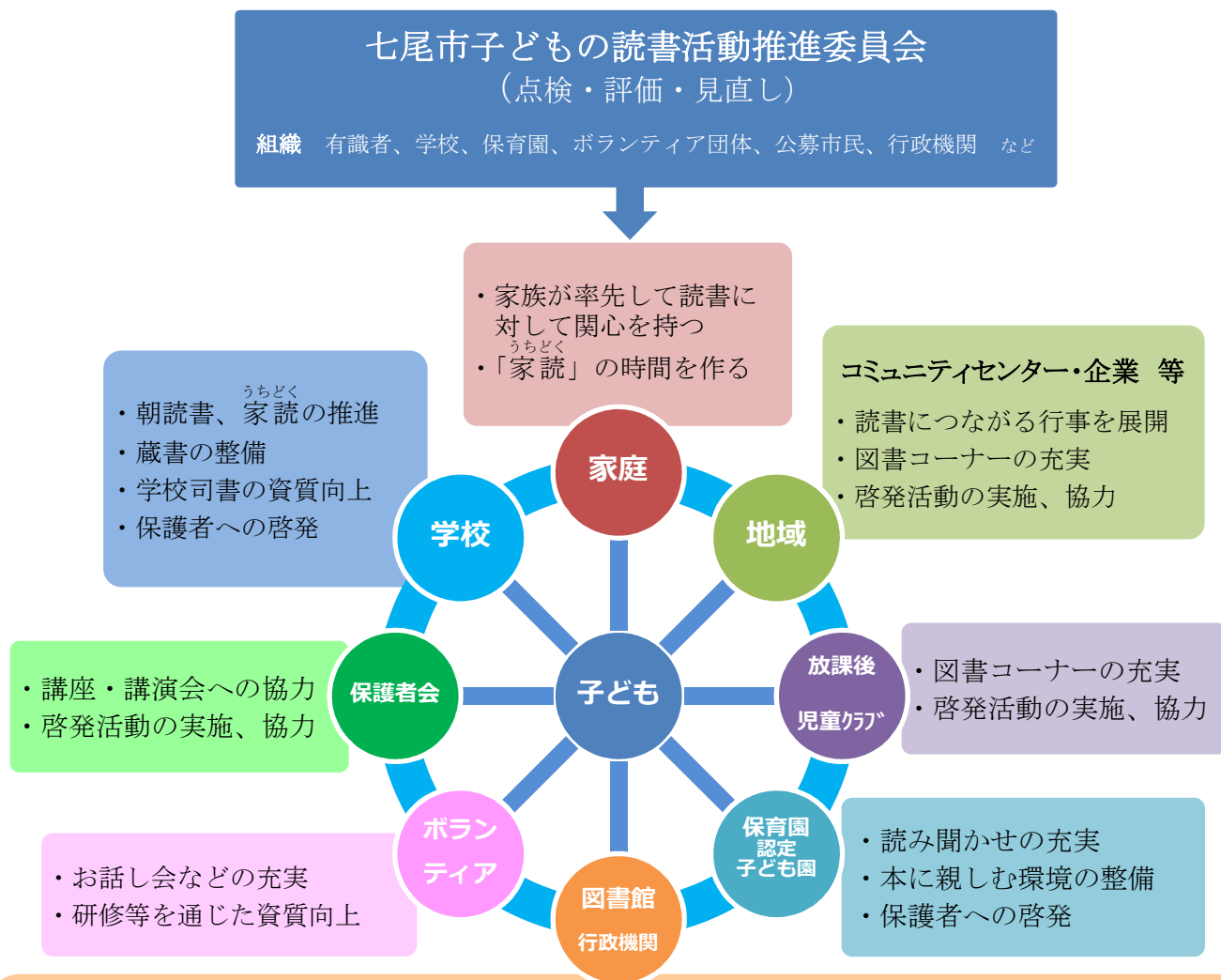
★実施年度 ●期間中に実施

重点目標	重点的取組					
	事業／年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
子どもの成長にあった読書活動の推進	子どもが主体となる読書の情報発信		★おすすめ本の紹介（小中学生対象）		★ビブリオバトルの開催（中高校生対象）	
本を読む意味・大切さを伝える啓発活動	大人への啓発活動	●市の広報、図書館だより、図書館ホームページ等を活用した啓発活動				
	うちどく 家読の推進				★家読の取組状況の紹介	
子どもを取り巻く読書環境の整備	読書環境の調査・分析	★状況調査の実施				
	新しい情報機器を使った情報発信			●ケーブルテレビやスマートフォン（動画配信サービス等）を活用した番組の制作		
子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり	ボランティアの養成・拡充	●（養成）ボランティア養成講座、研修会の実施				
		●（拡充）初心者向け講座の実施 図書館サポーター事業運用				



3 計画の体系図（各主体の役割・取組・ネットワークイメージ） （第四次計画）

子どもの成長に関わる機関・団体等がそれぞれの役割を認識するとともに、お互いの連携を強化し、地域社会全体で読書活動の推進が図られるよう取り組みます。



○図書館

- お話し会や図書館招待の実施
- 発達段階に応じた図書の選定・情報提供
- 各機関の図書整備支援
- ボランティアの養成と拡充
- 「家読」の推進、啓発活動
- 大人への啓発活動
- 関係機関・団体との連携・協力を円滑にする活動
- 子どもの読書活動を支える拠点整備
- SNSを活用した情報発信

○子育て支援課

所管施設に対する読書関連の情報提供

○健康推進課

健診や子育て教室における読書に関する啓発活動

○学校教育課・教育総務課

- 学校図書館の積極的な活用について指導・助言
- 学校司書の研修機会の確保
- 学校読書ボランティアの養成・拡充

○地域づくり支援課

コミュニティセンターに対する読書関連の情報提供

第四次七尾市子どもの読書活動推進計画策定の経過と委員名簿

審議経過

令和2年 7月28日(火) 第1回七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会

※書面会議

令和2年 9月30日(水) 第2回七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会

令和3年 1月 8日(金) パブリックコメントの実施

～1月22日(金)

令和3年 2月15日(月) 第3回七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会

委員名簿 (敬称略)

No.	氏名	所属等
1	森 令子	石川県生涯学習インストラクターの会
2	聖川 眞実	昔むかしのおはなし会
3	犬嶋 光子	学校図書館司書会
4	鴻野 節子	いろり火の会
5	向 俊子	図書館協議会
7	浦川 幸子	高等学校司書
8	平野 裕佳里	七尾市保育士会
9	泉 あゆみ	健康推進課
10	室島 耕佑	教育総務課
11	藏 堯典	スポーツ・文化課

(任期 令和元年 6月 1 日～令和3年 5月 31 日)

用語の解説

(*1) ブックスタート事業

七尾市から子どもが生まれて初めて出会う本を贈る事業。保護者に直接メッセージを添えて手渡し、絵本を通して子どもの心の成長を育むことをねらいとする。

(*2) ブックリスト

対象者の年齢やテーマに沿って選んだ「おすすめ」図書一覧。

(*3) 家読(うちどく)

家族で一冊の本を読む、あるいは家族それぞれ別の本を読み、同じ読書の時間を共有すること。

(*4) うちどくノート、読書通帳

読んだ本の書名、感想などを記録することが出来るノート。家族からのコメントも記録できる。

(*5) ヤングアダルトサービス

ヤングアダルトは、思春期ともいわれる、およそ13歳～18歳の世代を表す(YAと略することが多い)。この世代の子どもに、ふさわしい図書コーナーの設置などで読書活動を推進していくこと。

(*6) 図書館サポーター事業

図書館の個人ボランティア登録事業。ボランティアは、本の配架及び書架整理、本の補修等を行う。また、お話し会、ブックスタート、ブックリストの子どもの読書活動支援に関する業務の募集も実施している。

(*7) 家族よむよむフェスタ

図書館の子ども向けの本を選書する選書会を中心とした行事。子どもやその家族が、自ら読みたい本やお勧めする本を選書する。

(*8) 読み聞かせ

本を見せながら読んで聞かせること。

(*9) お話し会

読み聞かせのほか、ブックトーク、ストーリーテリング(素話)、わらべうたや手遊びを行う。

ブックトーク：ひとつのテーマに沿って数冊の本を紹介していく方法 / ストーリーテリング(素話)：物語を覚えて語ること

(*10) ビブリオバトル(書評合戦)

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介しあい、すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

(*11) バリアフリー絵本

点字絵本、触れて楽しむ絵本、布絵本など。障害の有無にかかわらず誰でも楽しめる絵本。

(*12) SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。Facebook、Twitterなどが有名。

(*13) 放課後児童クラブ

保護者が仕事等で昼間家庭にいない子どもたちに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図る事業。また、その事業を実施する組織。

資料

●七尾市子どもの読書活動推進委員会設置要綱

平成27年2月12日教育委員会告示第3号

改正 平成30年3月29日教委告示第5号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、「七尾市子どもの読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定及び推進するため、七尾市子どもの読書活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 推進計画の策定に関し七尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言をすること。
- (2) 推進計画の推進及び変更に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 子どもの読書活動に関する機関及び団体を代表する者
- (2) 子どもの育成に関し識見を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(報償金)

第7条 委員(第3条第2項第4号を除く。)の報償金は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を七尾市立図書館に置く。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日教委告示第5号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

●子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第四次 七尾市子どもの読書活動推進計画
未来をになう子どもたちに読書のよろこびを

令和3年(2021年)3月

七尾市教育委員会

〈お問い合わせ〉

七尾市立図書館

〒926-0046 石川県七尾市神明町1番地 ミナ.クル3F

TEL (0767) 53 - 0583 FAX (0767) 53 - 0617

E-mail : tosho@city.nanao.lg.jp



七尾市立図書館キャラクター

よむよむ